

平成29年

第 8 回

三戸町農業委員会総会議事録

平成29年8月10日(木) 開催  
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 平成29年8月10日(木) 午後1時56分 から 午後2時18分

2. 開催場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 14名

会長	14番	梅田 晃
会長職務代理者	13番	戸花 進
委員	1番	松原 一夫
委員	2番	老久保 まゆみ
委員	3番	野中 京子
委員	4番	一ノ渡 重義
委員	5番	照井 秀美
委員	6番	白山 英昭
委員	7番	神谷 陽一
委員	番	
委員	9番	沼邊 義雄
委員	10番	新田 豊
委員	11番	山下 正一
委員	12番	山下 泰弘

4. 欠席委員 名

委員	8番	山田 敏実
委員	番	
委員	番	
委員	番	

5. 現地調査報告 2名

推進委員	山本 健一
推進委員	船場 敏

6. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第4	議案第32号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第5	議案第33号 農用地利用集積計画の決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	山下 猛
主査	平谷 賢一
臨時職員	蝦名 加代子

8. 議事録署名委員

委員	1番	松原 一夫
委員	2番	老久保 まゆみ

## 9. 会議の概要

議長  
(梅田会長)

始礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。  
13番戸花職務代理から願います。

**【全員で農業委員会憲章を唱和する。】**

議長

ご着席ください。  
只今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成29年第8回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。  
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。  
1番松原委員、2番老久保委員の両名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。  
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。  
これにご異議ございませんか。

**【異議なしの声多数】**

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案第31号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査

**【議案第31号を議案書をもとに朗読】**

事務局長

今回の農地法第3条の許可申請は、売買による所有権移転1件です。

今回申請された番号17ですが、社会福祉法人である譲り受け人が園児に農業を体験学習させるための農地を探しており、購入したい旨を譲り渡し人に申し出たところ売買に応じたものです。

通常、農地を所有できる法人は農地所有適格法人ですが、農地法施行令第2条第1項第1号に不許可の例外として教育、医療又は社会福祉事業を目的として設立された法人でその目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合とあり、それに該当するため許可相当と考えております。

議長

農地法第3条の許可申請に係る、番号17の現地調査について、船場推進委員から報告をお願いします。

船場推進委員

現地調査について報告いたします。

8月1日、午前9時から、私と山本推進委員、および事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。

番号17は、社会福祉法人である譲り受け人が園児に農業を体験させるため農地を購入したいと考え、譲り渡し人に申し出たところ売買に応じたものです。

農地は、畔があり境もはっきりしているため、問題ないものと見て参りました。

以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。

それでは、質疑を行います。

何かご質問、ご意見ございませんか。

発言のある方は挙手願います。

山下正一委員

その土地は田んぼとして使用するものですか。

事務局主査

はい、そうです。

山下正一委員

はい、わかりました。

議長

そのほか、ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

議長

日程第4 議案第32号を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第32号を議案書をもとに朗読】

事務局長

今回の農地法第5条に係る許可申請は、賃貸借による権利の設定1件および売買による所有権移転が1件です。

番号10は、借り受け人が生産量増加に伴い、にんにくを乾燥等させる作業場、作業員や農作物の搬出に伴う来客用の駐車場、および以前に設けた水耕栽培用ハウスに付随するトイレと休憩所の転用のため申請地を賃貸借するものです。

申請地は、農業振興地域農用地区域内ではありますが、用途区分が農業用施設用地であり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条において、製造又は加工の用に供する施設及びそれに付随して設置される休憩所、駐車場及び便所が農業用施設と定められていることから、用地選定に問題は無いと考えております。

続いて番号11は、業務拡大に伴い鉄工完成品および資材置き場及び作業員の駐車場を設けるため申請地を売買するものです。

申請地の約5分の1が第1種農地で、残りがその他の農地(第2種農地)と判断されるため、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供す土地であり、第1種農地が申請地の3分の1以内であるため、第1種農地であっても例外的に許可されるものです。

また、一般基準では、番号10・11ともに、資金面、取得面積、周辺への影響等に問題は無いと考えております。

議長

農地法第5条の許可申請に係る現地調査について、山本推進委員から報告をお願いします。

山本推進委員

現地調査について報告致します。

番号10については、8月1日、午前9時50分から、番号11については、8月8日午後1時半から、私と船場推進委員、および事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。

番号10の場所は、斗内字下別当沢地区の駒形神社から菅田方面へ2キロほど行ったところにある農地で、ニンニクの乾燥・加工場所としての作業場および作業員の駐車場を設けたいとのことでした。

番号11の場所は、国道4号線から目時駅方面へ250メートルほどいった所にある土地で鉄工完成品及び資材置き場を設けたいとのことでした。

番号10及び番号11ともに、隣接農地とは、段差や木が生えており境がはっきりしているため、問題ないものと見て参りました。

以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。  
それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。  
これより議案第32号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案は許可相当との意見を添え、県知事に送付することにいたします。

議長 日程第5 議案第33号を議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局主査 【議案第33号を議案書をもとに朗読】

事務局長 本件は、農地中間管理機構との契約に係る農用地利用集積計画を審議・決定いただくものです。  
番号11は、貸出人は農業を営んでおらず、維持管理も難しいため、規模拡大を目指す借受予定者がこれに応じたものです。このため、今後、機構を通じ借受予定者へ利用権が設定されることとなります。  
なお、本件は、所有農地すべてを中間管理機構に貸付けするため、「経営転換協力金」の対象となり、マッチング後に機構集積協力金が交付される予定となっております。

議長 それでは、質疑を行います。  
何かご質問、ご意見ございませんか。  
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長 質疑を終結いたします。  
これより議案第33号を採決いたします。  
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認し決定することに致します。

議長

以上で、本日の全議案の審議はすべて終了いたしました。

これもちまして、平成29年第8回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。  
終礼を行います。  
ご起立願います。  
「礼」

終了 午後2時18分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成29年8月10日

議長

梅田 晃

会長 14 番

印

会議録署名者

松原 一夫

委員 1 番

印

会議録署名者

老久保 まゆみ

委員 2 番

印